

川口市内で看板の落下事故がありました。 いま一度 広告物の適切な管理を強化してください。

川口市では、屋外広告物の安全管理を強化するため、屋外広告物条例において点検義務、管理義務の徹底に向けた取り組みを進めております。

- すべての広告物(一部を除く※)は、損傷、腐食その他の劣化状況について、点検が必要です。
- 屋外広告物の点検は、資格を有する者(有資格者※)が行う必要があります。

(※対象外：貼り紙、貼り札、広告旗、立看板等)

(※有資格者：屋外広告士、屋外広告物講習会修了者等)



※屋外広告物の安全管理についての詳細は下記ホームページをご確認ください。

「屋外広告物の適切な管理を強化してください」

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01130/020/1/46236.html>



看板の錆だれに要注意！

一見すると、外観上は健全に見える広告物であっても、広告物の内部では腐食が進行し、危険な状態となっている場合があります。

その兆候の一つが「錆だれ」です。

錆だれが見られる場合は、内部腐食が進行している可能性があるため、早めの点検をおすすめします。

危険な広告物の早期発見につなげるためにも、日常的な目視点検をお願いいたします。



- 屋外広告物の設置に関する相談・申請は、下記連絡先までお願いいたします。

お問合せ先

川口市都市計画部都市計画課 計画推進係

TEL 048-242-6333

メール 120.02010@city.kawaguchi.saitama.jp

川口市 屋外広告物条例

